

子ども・若者育成支援推進法に基づく実践報告  
子ども・若者育成支援推進法【子若法】と高島市～積極的～

内閣府法律説明会 平成21年11月10日

議会質問 平成21年12月議会 平成22年9月議会

子若法施行にかかる対策会議 平成22年1月13日

◆子若法の研修 ◆子若育成支援施策を具体化する

政策調整会議等

◆幹事課 青少年課 平成21年度末

◆拠点 青少年課+少年センター・あすくる 平成22年度

現スタッフ 所長 相談・指導員(教員) 支援コーディネーター  
25年度～ 業務少年対策指導員 子ども若者相談・支援員  
臨床心理士(週1回勤務)1人+1人+1人

### 子ども・若者育成支援推進法 意図・趣旨

若年無業者、ひきこもり、不登校、児童虐待、いじめ、非行、犯罪  
有害情報の氾濫など、子ども・若者を巡る諸問題の深刻化

- ◆子ども・若者総合相談窓口を設置(法13条)  
幅広い分野にまたがる相談に対し、「たらい回し」を防ぐ機能
- ◆子ども・若者支援地域協議会を設置(法19条)  
個別分野の縦割り的な対応では限界へネットワーク体制で～
- ◆子ども・若者育成支援推進法の大綱「子ども・若者ビジョン」  
表出している課題だけでなく、背景にある困難さも含めて  
社会全体で支えるための環境整備

## 子ども・若者育成支援推進法 制定の意味

### ■若者支援の確立

～困難を有する若者を支援する最初の法律として～  
社会生活を円滑に進む上で困難を有する若者への支援をうたっている  
若者を福祉サービスの対象として明確に規定した法律

### ■青少年行政の転換

～社会に居場所を失くした子どもたちのための法律として～  
社会から逸脱してしまう青少年の行動を規制したり、取り締まつたりするこ  
と以上に、多様な他者たちと関係を結いでいくための場や  
機会をできるだけ多く生み出す。

### ◆子ども・若者育成支援施策の拠点

### ◆子ども・若者支援地域協議会の調整機関

高島市少年センター（20歳まで）

問題行動・非行・犯罪、被害の未然防止（辅导 改善 環境浄化）

※青少年相談 犯難少年対策

※県非行少年等立ち直り支援システム「あすくる」（20歳まで）

※子ども・若者育成支援施策（H23.4.1 30歳代まで）

※高島市子ども・若者総合相談窓口を併設

※高島市子ども・若者支援地域協議会を設置

「※」を関連させて運営することで

「限りの隙間がない」「ネットワーク機能に支えられた」

「相談窓口機能」「継続面談と初期段階の居場所機能」

## 子ども・若者支援センター“あすくる高島”(通称)

◆名称の一本化 ◆わかりやすい ◆安心して相談できる

子若支援地域協議会運営モデル事業(内閣府 H25応募・指定)

- 子ども・若者理解と共通認識
- セーフティネットの構築とつながりづくり
- 個々のケースへの対応
  - 当事者やその家族の思いを中心に据えて
  - 個別の課題を集団の課題に(適切な情報共有と行動連携)
  - 危機的な状況と居場所 ◦アウトリーチの積極的な導入
  - 社会参加につなぐ支援(支援の出口機能)
  - 他者との関係を拓ぐ居場所 ◦中間的な就労の場
  - 資源、制度、課題の共有 ◦協働を重ね、実践の仕組みへ
  - 子どもや若者と共につくる(支援から協働へ)
  - 協働推進による仕組みづくり(官・官 官・民 民・民)

## 高島市子ども・若者支援地域協議会の構成機関

教育関係 市立中学校校長会 高島高等学校 安曇川高等学校  
新旭養護学校 ECC学園高等学校 高島市少年補導委員会

保健福祉関係 高島健康福祉事務所(高島保健所) 高島市社会福祉協議会  
高島市民生委員児童委員協議会連合会  
高島市学童保育指導員連絡協議会

就労関係 ハローワーク高島 労働センター事業団「高島地域福祉事業所」  
矯正・更生保護関係 高島警察署生活安全課 高島保健区保護司会  
地域 高島市青少年育成市民会議

医療関係 高島市民病院

高島市【商工観光部】商工振興課

【健康福祉部】社会福祉課 特がい福祉課 健康推進課 子育て支援課

子ども家庭相談課 地域包括支援課

教育委員会事務局 学校教育課 社会教育課 青少年課

## 高島市子ども・若者支援地域協議会の運営

### 地域協議会代表者会議 1回

主旨徹底 子ども・若者の実態 各機関の役割と連携

### 地域協議会実務者会議 6回

支援策の検討(プログラムの改善・仕組み構築)

### 事例検討研修 実務者・関係者研修

### 地域協議会ケース検討会議

・連携が必要と判断したケース ・構成機関からの要請

### 子ども・若者育成支援講演会／あすくる高島研修会

・取組の周知 ・子ども若者理解促進 ・地域で支える気運醸成

## 子ども・若者支援センター“あすくる高島”

### 相談・支援の実際

■悩みや困難を抱えている

■社会的に不利な状況・困難な状況に置かれている

■関係機関の紹介・情報提供・助言

■居場所機能を大切にして、継続面談・個別の支援

■適切な情報共有による行動連携

■「指導 ⇔ 支援」そして「協働」へ

■人との交流や協働・ボランティア・就労体験

■広報・啓発講演・研修会・学習会・交流会

※資料「子ども若者支援センター“あすくる高島”」

## 子ども・若者支援センター“あすくる高島”

### 相談や支援の人数・回数

#### ○少ない相談人数 相談や支援の回数

事業のニーズ	27年度2月	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度
	対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	対象者数
	回 数	回 数	回 数	回 数	回 数	回 数
若者の相談・支援 (20歳以上)	29	45	42	38	38	未設置
青少年の相談 (20歳未満)	421	652	522	443	572	63
青少年の支援 (20歳未満)	82	103	113	108	94	363
	829	946	1016	917	836	18
	19	19	27	28	24	667
	667	762	1039	992	1302	1068

## 子ども・若者支援センター“あすくる高島”

### 子ども・若者の変容

○「相談・支援組織」の存在が、当事者やその家族の意欲喚起、孤立感解消につながり、歩み出しの後押ししてきた。

○小さな変化を確認…個々に応じた変容として大切に生活改善、定期的な来所、家出生活からの立ち直り、自分や家族についての語り、体験活動への積極的な参加、来所者の協働によるイベントの企画・開催、地域行事へのボランティア参加、単位制高校卒業、高校卒業認定試験に挑戦・合格、就労・就学への再挑戦等

○不安定さもあるが学校復帰、農業従事、アルバイト・就労の継続、受験合格…

## 子ども・若者支援センター“あすくる高島”

### 支援機能 体制の充実

- 取組過程での気づきや学びから、面談・支援の場での留意点が明らかになった。  
【困難を有する子ども・若者との関わりで大切にしたいこと】
- 地域協議会の構成機関・関係者を通した相談も寄せられるようになり、ネットワーク機能が動き出した。
- 地域協議会の構成機関や関係者から、支援の出口につながる機会の提供が得られるようになった。
- 協働提案事業(家族の会)による「地域で支える仕組みづくり」が動き出した

## 子ども・若者理解 共通認識

### 社会的に不利な状況に置かれた子ども・若者

現在の子ども・若者は、本人や家族の抱える問題がいくつも重なり合い、また、さらに社会状況の変化からも、困難が積み重なった状況にあることがわかつてきました。

こうした子ども・若者たちの育ちや自立を支えていくためには、支援の視点が「個人」や「家族」に終始せず、もっと広く、社会として何が起こっているのかを知り、支援のネットワークの中で、子ども・若者に様々な関わりや支援を作っていくことが必要になります。

まず私たちが、子ども・若者に起きている問題について、様々な視点で正しく知ることが求められています。

## 子ども・若者理解 共通認識

好ましい変化を支えているもの

■居場所(初期段階 ⇒ ⇒ ⇒ 社会参加につなぐ)

わかつてもらえる ほっとできる やりたいことがある  
仲間と思える人 大切と感じる人 一緒に行動する

安全な場所 危機対応

■開かれた関係 共に学ぶ 共に変わる

徐々に小さな好ましい変化が見られるようになります。変化は当事者だけでなく、ご家族をはじめとして、身近な人たちにも現れます。そして携わっている私たちも変化しています。

■自己認識 意思決定 意思表明 スモールステップ  
主たる要因の認識 可能性への気づき 可能性への挑戦

## 子ども・若者理解 共通認識 (子育て・教育の現場との)

相談や支援の過程で気づいたこと・学んだこと

○【困難を有する子ども・若者との関わりで大切にしたいこと】要点

- 困難を有する子ども・若者全体に通じること
  - \*達和感や不自然さを見過ごさない。できるだけ小さい頃から対応する。
  - \*支援する者の理論が先行しないように、当事者や家族の願いを受けとめる。
  - \*主として不登校・無業(無稼)・ひきこもり状態を想定して
  - \*育ての方とか本人の弱さとか、そういう観点だけでは解決できないという認識を。
  - \*焦らない。わずかな変化に一喜一憂しない。
  - \*正論やお説教はいけない。
  - \*精神疾患が関係していることもあるので、複数に入れておく。
  - \*主として問題行動・非行・犯罪を想定して
  - \*しつけ・教育・指導などの成果を評価しつつ、直面している困難を見極める。
  - \*好ましくない行動をとらえ、やめるように指導しても効果が得られないことが多い。
  - \*なぜそうするのか。背景や要因を踏まえて対応をする。関係機関のもつ機能を適時に活用する。

### 子ども・若者支援センター“あすくる高島”

#### 支援活動の実際(支援の出口機能の充実へ)

「他者との関係を絶ぐ居場所」「実社会を体験する機会・場」「中間的な就労の場」等、社会参加につなぐ支援(支援の出口機能)の充実を模索・試行している

個別支援 ⇒ 誓い ⇒ 出会い・交流 ⇒ 交友・相互支援

#### 居場所・居場所機能の発生

- 自分さがし支援や就労支援を合同で実施  
職場見学・職場体験、〇〇の会、スポーツ観戦、映画鑑賞  
若者サミット・若者支援フォーラムで発表
- つながり応援センター(生活困窮者自立支援法)  
居場所づくり 就労支援(ハローワーク同行) ボランティアの場

### 子ども・若者支援センター“あすくる高島”

#### 支援活動の実際(支援の出口機能の充実へ)

##### NPO法人(小規模多機能型施設)

- アルバイト・職場見学・職場体験(介護・学童保育・洗車)  
イベントでのボランティアの場
- 活動場所の提供(他のサービス利用者との異年齢交流)

##### 市内の企業・事業所での就労支援

- パン屋 ペンション調理補助 スキー場 野外活動・自然散策  
の施設 運送業 鉄工所 介護サービス 牧場 環境整備業  
飲食店 リネンサービス 派遣会社(警備・清掃)